

2022年5月30日

金融庁 企画市場局市場課 御中

一般社団法人 全国銀行協会

「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」及び「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第三条の二第四号及び第七条の二第四号の規定に基づき、その他やむを得ない理由として金融庁長官が定めるものを次のように定める件」の一部改正（案）に対するコメント

2022年4月27日付で意見募集のあった標記の件について、下記のとおり意見を提出しますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

【総論】

- 「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」（以下「内閣府令案」という。）および「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第三条の二第四号及び第七条の二第四号の規定に基づき、その他やむを得ない理由として金融庁長官が定めるものを次のように定める件」の一部改正案等の記載を踏まえると、店頭デリバティブ取引の取引情報の保存・報告制度における保存・報告項目の拡充、および、取引情報の報告先の一元化に関しては令和6年（2024年）4月1日付で実施されることとなるものと理解している。本実施時期については、グローバルな検討状況を踏まえつつ、金融機関等におけるシステム開発に係る効率性や十分な準備期間の確保に配慮いただいたものと認識しており、業界として感謝申し上げます。
- 一方、今般の内閣府令案においては、店頭デリバティブ取引の取引情報の保存・報告制度における保存・報告項目の拡充の「概要」が記載されているが、実際のシステム開発や実務的対応を本格的に検討するためには、報告様式や報告項目の定義・許容値といった「詳細」が確定することが重要である。業界として準備期間を有効に活用するためにも、詳細について可能な限り早期に開示いただくなど、実施に至るまでの適切なスケジュールを検討いただきたい。
- 仮に上述の詳細確定までのスケジュールが当初の見込みと相違する場合には報告様式や報告項目について、段階的な適用を実施すること等、柔軟な取り扱い

いを要望する。

【各論】

- 今般の報告項目の拡充により、各取引において、より幅広く、かつ、粒度の細かい情報が必要となることが想定されるが、複雑な商品や今後新たに開発される商品等においては、その商品性や各社のリスク管理、ブックイング方法等によって報告要件の定義と厳密に合致するデータが得られるとは限らない。こうしたケースにも対応するため、定義等が過度に厳格にならないよう配慮いただくとともに、報告内容に係る金融商品取引業者等の一定の判断余地を許容いただきたい。
- また、既存取引（現在の保存・報告制度における取引で、新たな保存・報告制度実施時点で満期を迎えていない取引を指す）に関しては、システムや実務上の制約等から、新たな報告項目のすべてに対応することは現実的ではない。ついては、既存取引における新たな報告項目の切り替えについては、移行期間の設定および報告項目の絞り込みをいただきたい。
- 内閣府令案第8条第5項では、「ただし、当該他の金融商品取引業者等が取引情報作成対象業者である場合には、この限りでない。」という文言が削除されているが、従前と同様、金融商品取引法第156条の64第2項に基づき、金融商品取引業者等のうち、取引情報作成対象業者が非清算集中等取引情報を内閣総理大臣に報告する場合には、第8条第2項に従って、非清算集中等取引情報の作成・保存を行うとの理解でよいか。
- 内閣府令案第7条第4項の新設は、金融商品取引法第156条の64第1項に基づき、取引情報作成対象者を除く金融商品取引業者等が、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、（第8条第5項と同様に）非清算集中等取引情報を提供する場合の一定の条件下における取り扱いを定めた規定であって、取引情報作成対象業者においては、第7条第1項に従って、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、非清算集中等取引情報の提供を行うとの理解でよいか。

以 上